

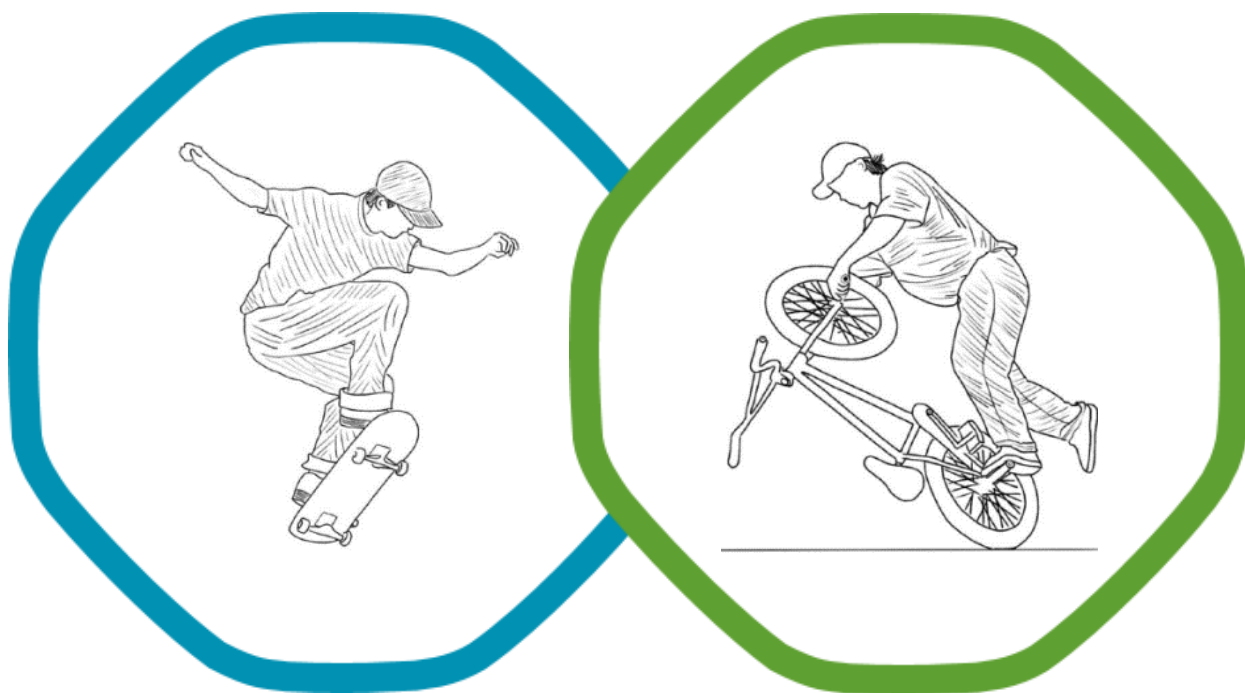


閲 覧 用

持ち出し禁止

〈 案 〉

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想
(仮称) 相模川一之宮公園整備に係る基本計画



寒 川 町

序章 策定の目的

- 1 基本構想及び基本計画策定の目的について -4-

第1章 (仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想

- 2 検討背景について -6-

- (1) 寒川町を取り巻く社会的課題
- (2) 関係人口獲得の重要性
- (3) 寒川町における関係人口獲得の方向性
- (4) 関係人口獲得に効果的であるとするストリートスポーツの特徴
- (5) 寒川町における具体的な取り組み

- 3 ストリートスポーツを取り巻く環境について -9-

- (1) ストリートスポーツの状況
- (2) 公営スケートボードパークの現況
- (3) 寒川町におけるストリートスポーツ推進に向けた状況
- (4) 寒川町におけるストリートスポーツ推進の課題

- 4 整備方針について -12-

- (1) 施設整備に向けたコンセプト
- (2) 施設の目指す方向性
- (3) 環境への配慮

- 5 計画地の選定について -17-

第2章 (仮称)相模川一之宮公園整備に係る基本計画

- 6 前提条件の整理について -20-
 - (1) 基本計画策定の目的
 - (2) 上位・関連計画等の整理
 - (3) 計画地の現況
 - (4) 計画条件の整理

- 7 公園整備の方針と施設の配置計画について -33-
 - (1) 公園整備の全体像とコンセプト
 - (2) 施設の配置計画
 - (3) 過ごし方の想定

- 8 事業手法の検討について -40-
 - (1) 民間活力の活用想定
 - (2) 事業手法の整理
 - (3) 事業手法の比較検討
 - (4) 町として最も効果的であるとする事業手法

第3章 今後の想定スケジュールと意見反映手法について

- 9 事業想定スケジュールについて -47-

- 10 意見反映について -48-
 - (1) 町民意見の反映
 - (2) ストリートスポーツ関連関係者意見の反映

- 11 関係機関との調整状況等について -50-

序章

策定の目的

寒川町

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想

(仮称) 相模川一之宮公園整備に係る基本計画

1 基本構想及び基本計画策定の目的について

少子高齢化や人口減少などの課題に直面している中、持続可能なまちづくりを進めるためには、人口減少期を見据え、地方創生に向けた取り組みが必要となります。

全国的に定住人口だけでなく、関係人口の獲得が重要視されている中、寒川町では関係人口の獲得に相関の高いスポーツ関連施設の中でも、町特有の強みであるストリートスポーツを活用することにより、若年層に選ばれ続けることによる関係人口の獲得を目指します。

オリンピックなどの世界大会における日本人選手の活躍を契機とした全国的なストリートスポーツ人気の高まりや、世界トップレベルの選手の寒川町への移住、民間のストリートスポーツパーク開設などの状況を踏まえ、この千載一遇の機会を逃すことなく取り組みを進める必要があります。そのためには、初心者から世界トップレベルの選手が安全で効果的な練習ができるとともに、世界大会の開催が可能なストリートスポーツパークの整備及び幅広い関係人口を獲得できるよう周辺公園の整備をすることによる寒川町独自の魅力（オンリーワンの魅力）を創出するために「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想・(仮称) 相模川一之宮公園整備に係る基本計画」を策定します。

(※) 関係人口：特定の地域やコミュニティに対して、多様に関わる人々を示す用語です。
関係人口が地域と多様な関りを持つことで、地域経済や地域交流が活性化します。

その結果、地域の特産品や文化が広がり、新たなビジネスや雇用機会が生まれるなど、持続可能な発展が期待できることから、関係人口の獲得は持続可能なまちづくりに重要であると言われています。

第1章

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想

寒川町

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想

(仮称) 相模川一之宮公園整備に係る基本計画

2 検討背景について

(1) 寒川町を取り巻く社会的課題

日本が直面している少子高齢化や人口減少は、寒川町においても回避できない課題となることが予測されます。この現象などにより寒川町では人口構造が変化してきており、次の課題などの深刻化が予測されます。

① 地域経済の活力低下

人口減少による労働力人口の不足や消費者数の減少により消費市場が縮小され、企業活動や地域経済の活力が失われる恐れがあります。

② 社会保障制度の負担増加

高齢者が増加し、年金や医療費の負担が増大する一方、それを支える働き手が減少することで、社会保障制度の負担が増加する恐れがあります。

③ インフラの維持困難

公共交通や公共施設の利用者が減少することにより維持管理負担が大きくなり、施設の運営が困難になる恐れがあります。また、社会保障制度の負担増加や人口減少に伴う税収減によりインフラの維持が困難となり、住環境が悪化する恐れがあります。

④ 地域コミュニティの活力低下

若年層の都市部への流出が進むと地域の人口が減少し、地域コミュニティ活動が減少します。これにより地域のイベントや活動が減少し、町民同士の交流が希薄になることで、地域文化や伝統が失われる恐れがあります。

(2) 関係人口獲得の重要性

全国的に人口減少が進行している中、持続可能なまちづくりに向けて、関係人口を獲得することへの重要性が高まっています。関係人口とは、特定の地域やコミュニティに対して、移住や定住を伴わずに、様々な形で関わりを持つ方々のことを指し、関係人口の増加により次の効果が期待されます。

① 地域経済の活性化

関係人口の増加により、観光客や訪問者が地域に集まり、飲食店、土産物店などでの消費活動が促進されます。イベントや大会に参加する方々が消費活動を行うことで地域経済が活性化し、地元の雇用創出にもつながることが期待されます。

② 地域コミュニティの活性化

関係人口の増加により、町民との新たな交流が生まれます。定期的なイベントやボランティア活動などの参加を通じて地域の結束力が強まり、町民同士のつながりや地域アイデンティティの強化が期待されます。

③ 人材の流動性向上

関係人口として町を訪れた方々は、地域の様々な体験を通じて新たなスキルや知識を得ることができ、地域での活動に興味を持った結果、将来的に定住する可能性が高まることが期待されます。また、地域内での活動及び交流が進むことで、外部から専門知識や技術を持つ人材が集まり、新たな視点や技術が地域に取り入れられ、地域発展の促進が期待されます。

④ 人材の確保と育成

関係人口として町を訪れた方々が、新たな移住者として地域に定住し、地域に慣れ親しんだ人材が住むことで地域の職場や組織において次世代を担う人材として育成され、地域発展の促進が期待されます。

⑤ 情報発信の強化

関係人口として町を訪れた方々が、体験した地域の魅力をSNSなどで発信することで地域の知名度が向上し、新たな訪問者を呼び込むことが期待されます。観光地や特産品、そこで得た体験などの口コミは、地域の魅力発信に効果的です。

(3) 寒川町における関係人口獲得の方向性

寒川町では、第3期寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少の抑制や出生率の維持に向けた取り組みを進めるとともに、関係人口の獲得を促進としています。関係人口データを用いた様々な評価指標との相関分析（国土交通省 R4.6月）によれば、寒川町の規模である人口5万人未満の市町村において、体育施設、博物館、地域おこし協力隊の順に関係人口との相関が比較的高いとされており、この結果を踏まえた効果的な取り組みを実施することが必要です。また、関係人口を効果的に獲得するためには、若年層をターゲットとし、近隣市町村にはない寒川町特有の強みを活かした差別化を図る必要があります。

これらを踏まえ、第3期寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の「施策3 関係人口の獲得」において、関係人口と相関関係の高いスポーツによる取り組みを位置づけ、仲間とのつながりを通じて認め合える機会を提供し、運動やスポーツの継続を促すことで、町への関係強化に向けた取り組みを進めています。

寒川町ならではの特性と強みを活かし、ストリートスポーツを活用した取り組みを強化することが関係人口の獲得に効果的であると考えます。

(4) 関係人口獲得に効果的であるとするストリートスポーツの特徴

次に示すストリートスポーツの特徴は、ターゲットである若年層の関係人口獲得が期待でき、寒川町らしさ（穏やかさ、優しさ、あたたかさ）を伝えられる展開が期待できると考えます。

① 若年層のニーズを満たす

ストリートスポーツは、音楽やファッション、アートなど若者文化との融合が可能です。また、民間事業者を巻き込んだ事業展開に適していると言われており、若年層のニーズを満たす機能は、湘南地域に位置する寒川町に誘致しやすいスポーツであると考えます。

② 若年層の価値観を満たす

ストリートスポーツは若年層が重要視する価値観の1つである「自分らしさ」を表現できるスポーツとしても注目されています。トップ選手は固有のトリックを持っていることなどから、スポーツ選手でもあり、アーティストでもあると言われていています。また、トリックを1つずつ習得していくことや、誰でも参加できる大会が多いことから若年層が重要視する価値観の1つである「自己実現できるスポーツ」であると考えます。

③ 多様性があり、他選手を認め合う

ストリートスポーツは、東京オリンピックでも注目されていたように、お互いを認め合う文化があり、年齢、性別、国籍などにとらわれない多様性があるスポーツです。認め合う文化は、寒川町の特徴である「穏やかさ、優しさ、あたたかさ」との親和性が高いと考えます。

④ 今後の発展性が高い

東京オリンピックなどの世界大会で日本人選手が活躍したことを契機としてストリートスポーツの人気の高まっており、競技者は増加傾向にあります。全国的に新たな練習施設が整備される動きがあるものの、多くの練習施設は公園のオープンスペースを活用した屋外型施設であることから、天候に左右されない、屋内型施設を兼ね備えたストリートスポーツパークを整備し、差別化を図ることで、多様化する価値観やライフスタイルに対応するなど、関係人口の獲得が期待できると考えます。

(5) 寒川町における具体的な取り組み

寒川町ではストリートスポーツを活用した関係人口の獲得及びストリートスポーツの聖地化を目指しています。すでに世界トップレベルの選手が寒川町に在住、または定期的に練習に訪れていることなど、町特有の強みを活かし、ストリートスポーツのさらなる推進及び関係人口の獲得に向けた、良好な環境形成や取り組みを進めます。

3 ストリートスポーツを取り巻く環境について

(1) ストリートスポーツの状況

令和4年3月に国が策定した第3期「スポーツ基本計画」では、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策が打ち出され、その中には「スポーツによる地方創生」や「スポーツを通じた共生社会の実現」など急速に進む社会変化による課題を捉えた施策が盛り込まれています。また、若年層のスポーツ離れが進んでいる中、スポーツ庁では従来のスポーツや体育の枠組みにとらわれず、「遊びの要素を取り入れたアクティビティ」をスポーツとする「アーバンスポーツ（都市型スポーツ）」を推進しています。

アーバンスポーツの中でもスケートボードやBMX、バスケットボール3×3（スリーバイスリー）は、東京オリンピック以降、特に若年層に人気のスポーツとしてオリンピック種目に正式採用されており、特にスケートボードでは、東京オリンピックやパリオリンピックにおいて日本人選手が男女ともに金メダルを獲得するなど、多くの世界大会で活躍していることで興味を持つ方々が増加しています。以上のような経緯を踏まえ、スポーツによる地方創生や若年層のスポーツ離れの解消などに向けて全国的に公営スケートボードパークの整備が進められています。

(2) 公営スケートボードパークの現況

NPO法人日本スケートパーク協会が公表した「日本全国公共スケートパーク総数調査報告（2024年6月）」によると、2024年5月末時点で全国の公営スケートボードパークは475箇所あり、神奈川県内には22箇所あります。2023年の同調査と比較すると全国では66箇所、県内では1箇所が増加しており、パリオリンピックでも日本人選手が活躍したことにより、スケートボード競技に携わる方が増加するだけでなく、全国で施設の整備が進んでいくことなどが予想されます。

近隣市町においても、スケートボードパークが配置されているものの、全天候型の施設や指導者が常駐している施設は少なく、世界トップレベルの選手が常駐している施設はありません。

(3) 寒川町におけるストリートスポーツ推進に向けた状況

寒川町におけるストリートスポーツ推進に向けた状況は次のとおりです。

① ストリートスポーツの聖地化を目指している

2019年に寒川町と民間で共催したストリートスポーツの世界大会「ARK LEAGUE」を契機として、スケートボードやBMXといったストリートスポーツの世界トップレベルの選手複数名が寒川町に移住し、全国から世界トップレベルを目指す選手やその家族などの移住者が増加しています。寒川町はストリートスポーツの聖地化を目指しており、スケートボードやBMXの初心者から上級者まで幅広く練習が可能な施設である「THE PARK SAMUKAWA」を運営している団体と協力し、町民無料体験会や定期的なスクールを通じて、寒川町に住む子どもたちが世界トップレベルの選手による指導を受けることができる機会を提供しています。

② ストリートスポーツを軸に関係人口を獲得し始めている

寒川町に在住の、BMXフラットランド世界トップレベルの選手が運営する「THE PARK SAMUKAWA」は、誰もがスケートボードストリートやBMXフラットランドを練習できる世界唯一の施設です。この施設は、世界トップレベルの選手と一緒に練習できる環境が整っている全天候型の施設であり、選手が自ら設計したセクションにより効果的な練習が可能であることから、全国から多くの選手やその家族が訪れています。

③ ストリートスポーツの世界トップレベルの選手が集まっている

寒川町のように、ストリートスポーツの世界トップレベルの選手が特定の地域に集まっている状況は全国的に事例がないことから、町特有の強みとなっています。

全国的にストリートスポーツの注目が高まっていることやオリンピックの正式種目であることなども考慮し、寒川町にとって千載一遇の機会を逃すことなくストリートスポーツを推進することが重要となります。

④ 寒川町内での機運の高まり

東京オリンピック及びパリオリンピックのストリートスポーツ関連種目において、2大会連続で寒川町ゆかりの選手が出場しました。寒川町内においてもストリートスポーツの機運が一層高まりを見せており、町民を対象としたアンケート調査では、ストリートスポーツに興味があると回答した方の割合が37.3%（137人）と一定の需要がある結果となっています。

これらのことを踏まえ、2025年3月に策定した第2次寒川町スポーツ推進計画（後期）では、基本理念として「スポーツでつくる元気な『ひと』、元気な『まち』の実現」を掲げ、基本方針の1つに「スポーツを通じた地域活性化」を位置付け、ストリートスポーツ

を重要なスポーツ資源とし、町外からの訪問者と交流を図ることで地域の活性化を目指しています。

また、2025年3月に策定した寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）において、基本目標に「多様なつながりにより、新しい人の流れをつくります」を位置づけ、スポーツにより、仲間とのつながりを通して認め合える機会を提供し、運動やスポーツの継続を促すことで、移住・定住、またはまちづくりへの参加、参画につながる関係人口の創出につなげることをとしています。

(4) 寒川町におけるストリートスポーツ推進の課題

近年ストリートスポーツの機運が一層の高まりを見せており、ストリートスポーツの推進に向けた千載一遇の機会となっているものの、寒川町に現在ある施設「THE PARK SAMUKAWA」で見受けられている課題に対応できるよう、次のような環境が求められています。

① 関係人口の獲得による効果を充分活かせる環境整備

町民がスケートボードを無料で体験できる機会の創出やストリートスポーツを通じた寒川町の認知度向上に向けて協力関係にあります。施設の規模が小さく観客席がない事などから、より一般の町民が見学に訪れる等のコミュニケーションを図る機会を設けるなど、関係人口の獲得や地域コミュニティの形成に向けた効果を十分に発揮できる環境形成が求められています。

② 音響を使用する大会の開催

全国から人が集まり年々にぎわいが増してきていますが、関係人口の獲得に向けてこのにぎわいを最大限活かすためには大会の開催が必要です。しかしながら、大会開催には選手紹介や解説、そして会場を盛り上げるための音響が必須であり、現在は周辺の状況に配慮し開催を見送っていますが、にぎわいのポテンシャルを発揮できる環境形成が求められています。

③ 誰もが親しみ、楽しめる環境形成

全国から選手が集まり、特に土日祝日は利用者が多く、来場する全ての利用者が安全安心に練習ができない状況となっています。また、初心者の方には近隣の施設を紹介していましたが、紹介を行っていた近隣の施設は、施設の契約期間満了に伴い閉店となっています。全国から選手などが集まれるよう、初心者の方を含む誰もが親しみ、楽しめる環境形成が求められています。

④ 利用者や子どもを持つ親世代のニーズの充足

若年層に選ばれるために、現在ある施設「THE PARK SAMUKAWA」の周辺に少ない、若い方やファミリー層のニーズである買い物、食事、娯楽などを満たせる施設の配置や、子どもの練習を送迎している親世代の方々が集い、楽しみ、憩える環境形成が求められています。

4 整備方針について

(1) 施設整備に向けたコンセプト

本事業の目的や背景を踏まえ、ストリートスポーツ関連施設の整備に向けた基本的なコンセプトは次のとおりとします。

① 整備対象の競技

寒川町が着目しているストリートスポーツには、次のような競技種目があります。

i) スケートボード

- ・ ストリート

街中にある手すりや階段などの障害物(セクション)を利用してトリックを行う種目で、トリックの多様性とクリエイティビティが魅力的なスポーツです。

- ・ パーク

ボウル(深い曲面を持つセクション)やランプ(傾斜のついた面のセクション)を使った、エアートリックやスピン、グラインドなどの多様なトリックが魅力的なスポーツです。

- ・ ハーフパイプ

半円形の構造物を利用し、パイプの両側を使って上下にトリックを繰り返し、特に大きなジャンプや回転トリックが魅力的なスポーツです。

ii) BMX

- ・ ストリート

街中にある手すりや階段などの障害物(セクション)を利用してトリックを行う種目で、トリックの多様性とクリエイティビティが魅力的なスポーツです。

- ・ パーク

ボウルやハーフパイプを使ってトリックを行い、エアートリックやドリフトなど多様なトリックが魅力的なスポーツです。

- ・ フラットランド

平坦な地面で自転車のバランスやトリックを競う競技で、回転技術やバランスなどが要求される、高度なスピンやリズム感が魅力的なスポーツです。

- ・ レーシング

特別に設計されたコースで、ジャンプやターンを駆使してスタートからフィニッシュまでのタイムを競い合う、スピードとテクニックが魅力的なスポーツです。

以上の種目のうち、寒川町におけるストリートスポーツ推進に向けた状況を考慮して、既に世界トップレベルの選手が集まってきている「スケートボードストリート」及び「BMXフラットランド」に特化した施設の整備を検討します。

② 初心者から上級者が練習できる環境形成

施設の整備を目指すスケートボードストリート及びBMXフラットランドのうち、特にスケートボードストリートについては初心者と上級者の練習に適しているセクションが異なります。

初心者向けのセクションとしては、小さなボックスや低い手すり、傾斜のあるバンクなどが適しており、上級者向けのセクションとしては、階段や高い手すり、複雑なレッジなどが適しています。

初心者が上級者向けのセクションで練習するとケガにつながってしまったり、上級者が初心者向けのセクションで練習すると世界トップレベルの練習にならなかったりするなどの課題があり、同じ空間で双方が共存することは困難となりますが、まちの将来像である「つながる力で新化するまち」を体現するためにも、屋外競技スペースと屋内競技スペースを駆使して双方が共存することができる唯一無二の空間となるよう計画します。

③ 世界大会が開催可能な環境形成

ストリートスポーツに関する世界大会の開催は、寒川町が目指す関係人口の獲得や町の認知度向上など、地方創生に向けた取り組みに大きく寄与すると考えています。全天候型の屋内競技スペースについては、世界大会の開催を見据え、特にスケートボードストリートの競技スペースには次のような機能の配置を計画します。

i) 十分な広さと配置

・競技エリア

複数のセクションを配置するために広く開かれたスペースが重要です。

・観客エリア

競技エリアの周囲に観戦できる十分なスペース、座席やスタンドが設置される場所の確保などが求められます。

・動線計画

選手、スタッフ、観客の動線を明確にし、競技エリアと観客エリアの間で混乱が生じないように設計することが求められます。

ii) 設備の設計

・障害物

様々なトリックが行えるよう多様なセクションが必要で、選手による実用可能なセクションを設計することが求められます。

・照明設備

大会等の開催を見据えて、高品質で均一な照明設備の設置が求められます。

・音響システム

大会の進行や選手紹介、解説を行うための音響システムが求められます。

・LEDビジョン

リアルタイムでスコアやプレーを表示するため、大型ビジョンの設置が求められます。

iii) 安全性の確保

- ・安全フェンス等

観客エリアと競技者エリアを区分けするフェンス等の設置などが求められます。

- ・緩衝材

セクション周辺にクッション材やマット材などの設置を検討し、転倒時の怪我を軽減するための対策が求められます。

iv) バリアフリーに関する対応

- ・アクセスのしやすさ

必要に応じてスロープ等が設置できるよう設計し、車椅子利用者や移動の自由がない方々でもアクセスできるような検討が求められます。

- ・サインの整備

視覚的な情報が容易に理解できるよう、大きな文字と絵文字等を用いた案内標識を設置するなど、世界大会開催時等の訪日客が来場した際のインバウンド対策が求められます。

- ・バリアフリー駐車スペース

アクセスしやすい場所に身体的に不自由のある方のための駐車スペースを配置することが求められます。

v) 駐車場の確保

- ・広さ

十分なスペースを確保し、必要な台数分（選手、スタッフ、公園利用者）の駐車場を整備すること、また、大会時に臨時で使用できる駐車スペースの確保を検討し、安全に利用できる環境が求められます。

- ・管理体制

駐車場の管理やトラブル等を予防するため、必要に応じて駐車場の有料化などの検討が求められます。

以上のような環境及び施設の整備を計画し、世界大会の開催が可能な施設を目指します。

④ ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の指定を見据えた環境形成

ナショナルトレーニングセンター（NTC）とは、スポーツ選手の競技力向上や育成を目的とした専門施設のことです。日本におけるナショナルトレーニングセンターについては、JOCナショナルトレーニングセンター（東京）を日本のオリンピック委員会（JOC）が指定していますが、それとは別に各地域の競技別強化拠点をスポーツ庁が指定しています。

日本におけるナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点については、現在 44 箇所ほど指定されており、ストリートスポーツに関連する施設としては、岡山県岡山市の「ライトBMXパーク」や新潟県村上市の「村上市スケートパーク」があります。

本事業において同等規模以上の施設を目指して計画し、将来的にはナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点として寒川町から世界へ発信できる施設を目指します。

⑤ 誰もが親しみを感ずることのできる環境形成

施設を利用する選手だけでなく、町民や公園利用者などの誰もが親しみを感ずることのできる施設を目指すため、次のような機能の配置を計画します。

i) 友好的な雰囲気

初めて訪れる方などが利用しやすいように、外からでも様子を見ることが出来る施設を計画します。

ii) 多様な施設とプログラム

初心者の方が体験しやすいプログラムとして、町民体験日の開催や初心者向けセッションの設置などを計画します。また、一部施設を低料金や無料で利用できるよう計画します。

iii) 施設の清潔さと快適さ

トイレや更衣室などの供用スペースは特に清潔で快適に過ごせるよう、適切な管理体制を検討します。

iv) 通常時の観客席の解放

練習の送り迎えに来た方やストリートスポーツに興味を持った方などが施設を見学できるように、防犯上の観点に留意しながら体制を検討します。

(2) 施設の目指す方向性

現在寒川町には、求心力のある世界で活躍する選手たちが移住しています。この選手たちの存在やストリートスポーツ関連施設があることから、関係人口を獲得し始めています。この世界で活躍する選手たちこそが町特有の強みであり、世界で活躍する選手が寒川町で持続的にトレーニングを行い、スキルアップを図ると共に次世代選手の育成が可能となる施設として本事業を計画します。また、ストリートスポーツの特徴を活かし、若年層のニーズを充実させていくとともに、若年層の価値観に寄り添った展開ができる施設を計画します。

ストリートスポーツを通じて、人とのつながりが広がることで人がひとを呼び、多くの方が寒川町の関係人口となり、その効果を寒川町に展開していくことで持続可能なまちづくりに寄与する施設とします。

(3) 環境への配慮

本事業における環境への配慮は次のとおりです。

① 持続可能な設計

競技上の安全性を配慮したうえで自然採光を取り入れ、LED照明を採用することでエネルギー消費の削減を図ります。また、内装等においてはリサイクル可能な材料などの使用を検討し、環境へ配慮した施設を計画します。

② 水の管理

雨水を集めて再利用する施設の導入や、水を節約できるトイレや蛇口の使用などを検討し、環境へ配慮した施設を計画します。

③ 騒音と大気汚染の軽減

騒音へ配慮した計画地の選定や、公共交通及び自転車道の利用促進などによる大気汚染の配慮など、環境へ配慮した施設を計画します。

以上を始めとする環境への配慮を可能な限り取り入れた施設を計画します。

5 計画地の選定について

本構想における計画地の選定については、「3-(4)寒川町におけるストリートスポーツの課題」に記載した項目等を考慮して検討する必要があります。町としては、単なるスポーツ施設としてではなく、人とのつながりを広げることや、音響を使用する大会を開催すること、若年層や選手のニーズを満たすためのスペースを確保することなどを重要視しており、それらを考慮した上で次の候補地で計画をすることとします。



図 1-1 計画地の選定位置図

本計画地は一級河川相模川と一級河川目久尻川に挟まれており、西側には富士山や大山、丹沢山塊等が眺望できる非常に良好な景観が広がっています。

また、県道 409 号相模川自転車道（以下、「さがみグリーンライン」という。）の先行整備区間と隣接しており、本計画地付近は 2025 年度に整備が予定されています。

さがみグリーンライン供用開始後は、神奈川県相模原市茅ヶ崎サイクリングルートの一部に組み込まれ、他のサイクリングルートとつながることから、本計画地に町のランドマークとなりうる施設を配置することで、関係人口の獲得に向けて最大限のポテンシャルを発揮することができます。そして、2028 年開催予定の第 34 回夏季オリンピックが、スケートボードの聖地であるロサンゼルスでの開催となるため、ロサンゼルスオリンピック開催前に施設を整備することで、ストリートスポーツパークの広告宣伝効果を戦略的に享受でき、町の認知度向上に大きく寄与します。あわせて、隣接用地を活用することで、大会時等における駐車場も十分に確保でき、周辺の交通にも配慮することができます。

これらのことから、町内の未利用地の中でも本計画地が最適地であると考えます。

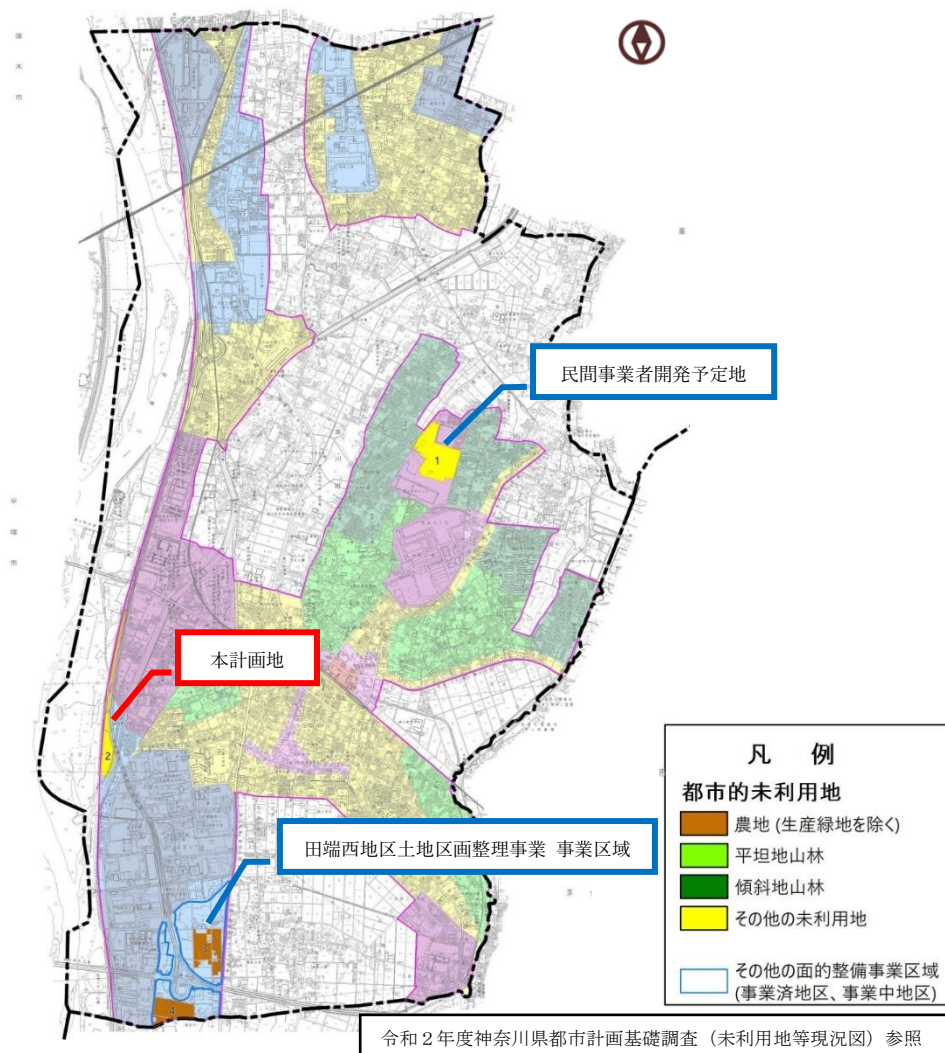


図 1-2 寒川町内未利用地概要図

第2章

(仮称) 相模川一之宮公園整備に係る基本計画

寒川町

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想

(仮称) 相模川一之宮公園整備に係る基本計画

6 前提条件の整理について

(1) 基本計画策定の目的

序章及び第 1 章にて整理した目的及び基本構想を実現するため、(仮称) 相模川一之宮公園の整備に向けた検討内容を基本計画として取りまとめます。

(2) 上位・関連計画等の整理

本計画は「寒川町スポーツ推進計画」及び「寒川町みどりの基本計画」を上位計画とし、各種関連計画等と連携を図りつつ策定するものとして位置付けます。

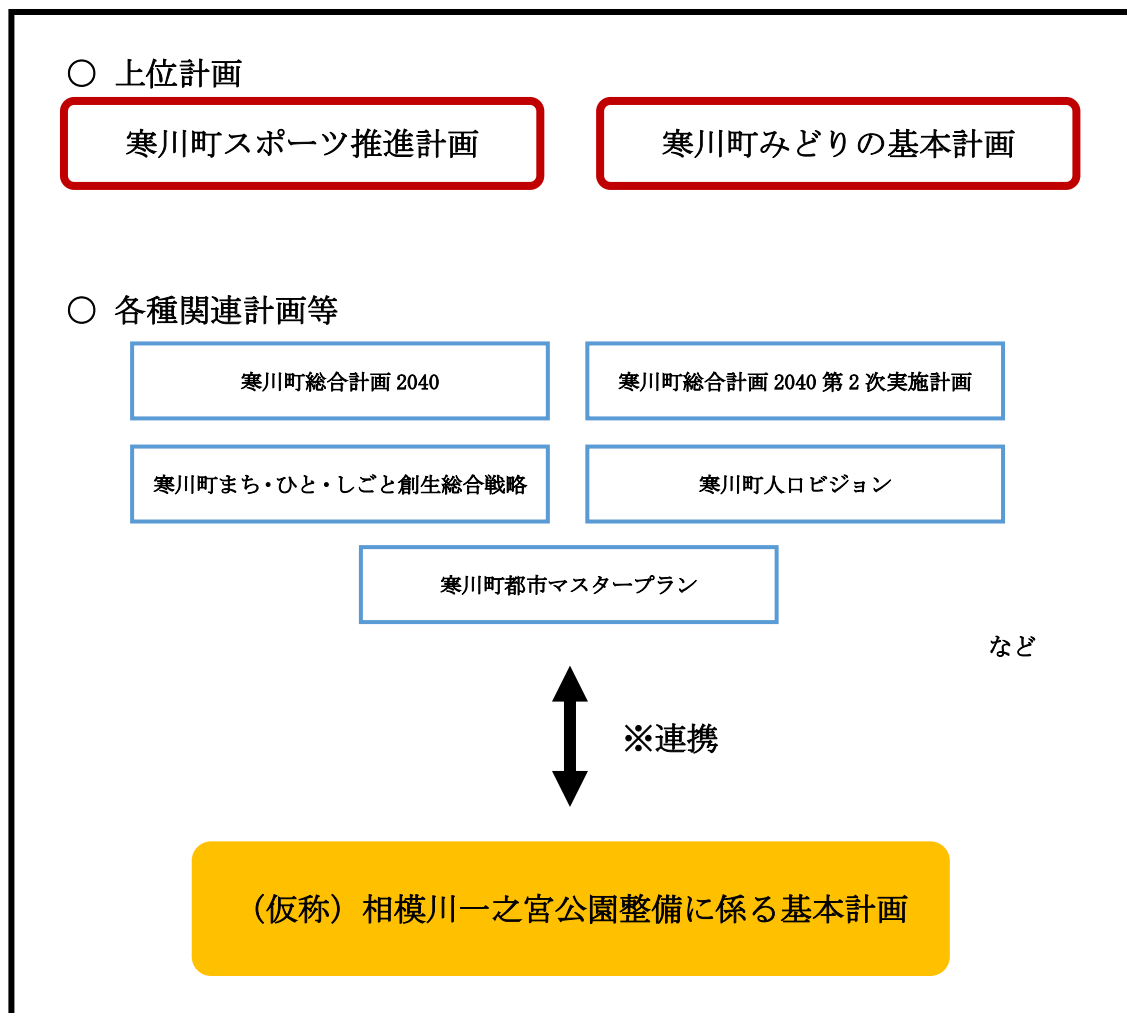


図 2-1 上位・関連計画の位置づけ

(3) 計画地の現況

本計画地はＪＲ相模線寒川駅から徒歩約 20 分の距離に位置しており鉄道駅からはやや遠いですが、一級河川相模川と一級河川目久尻川に隣接しており、なおかつ西側には富士山や大山、丹沢山塊等が眺望できる非常に良好な景観が広がっています。

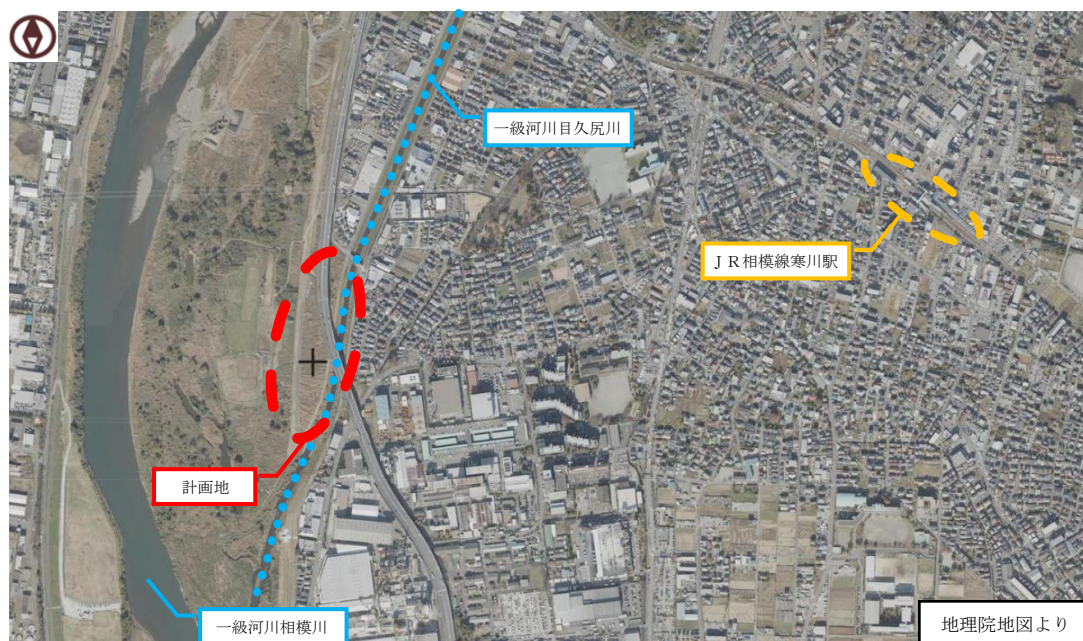


図 2-2 計画地周辺航空写真



図 2-3 眺望イメージ写真

計画地付近では神奈川県がさがみグリーンラインを整備しており、公園を整備することでさがみグリーンラインの休息地としての活用をはじめとした相乗効果が見込まれます。

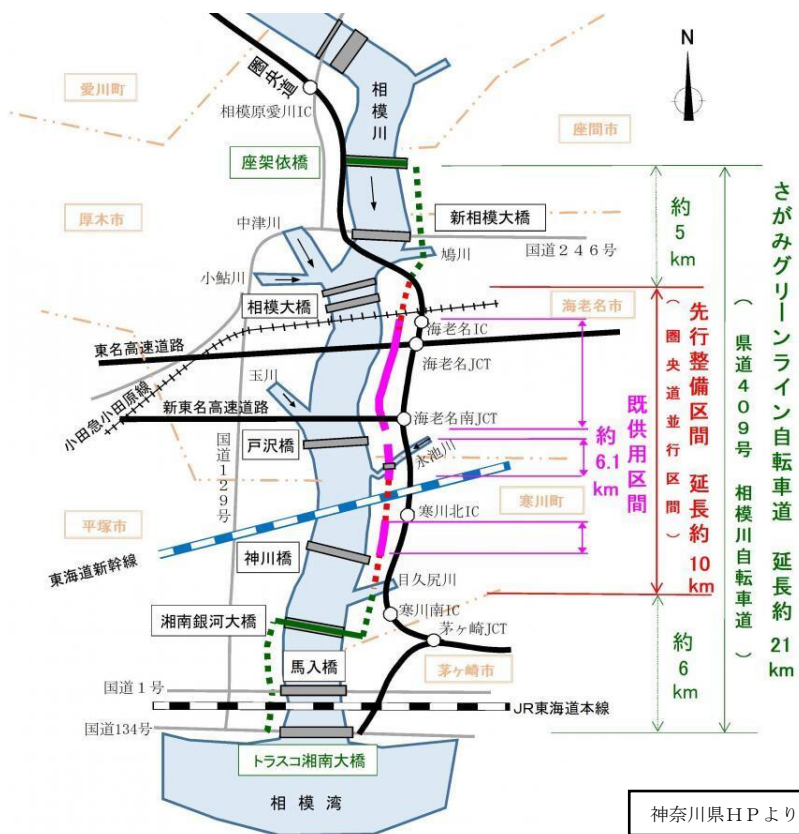


図 2-4 さがみグリーンライン位置図

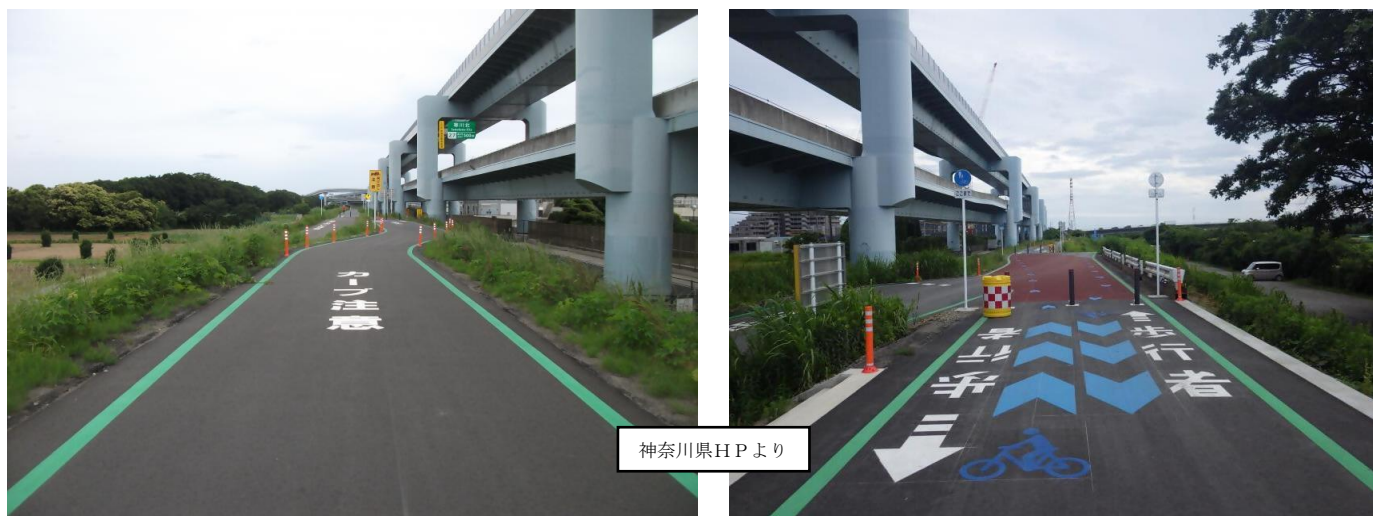


図 2-5 さがみグリーンライン整備済み区間写真

(4) 計画条件の整理

計画地において、寒川町独自の魅力を創出し、関係人口の獲得や町の認知度向上を図るために、地方創生に向けた取り組みである「ストリートスポーツパーク」、さがみグリーンライン利用者や町民の満足度向上に向けた取り組みである「交流・憩い関連施設」が両立する公園として整備するため、次のような条件を整理します。

① 敷地・道路・インフラ条件

計画地は現状、建築基準法第四十二条各号に基づく指定を受けた道路に接していないため、公園整備に併せて新設道路の整備を検討しています。また、各種インフラについても公園利用者の利便性向上を目的に、公園整備と併せた整備を想定しています。

なお、本事業の実施に伴い、寒川町都市公園条例の一部改正等を予定しており、また、必要に応じて都市計画決定に関する手続きを検討します。

表 2-1 敷地・道路・インフラ条件

所在地	神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目地内		
敷地面積	約 22,500 m ²		
用途地域	工業地域		
建ぺい率	60% ※都市公園法に基づく建ぺい率の制限（原則 2%＋運動施設 10%）		
容積率	200%		
防火地域又は準防火地域	指定なし		
高度地区	第 4 種高度地区（31m） ※工業系建築物以外は 12m		
日影規制	制限なし		
斜線制限			
道路斜線	適用距離	20m	
	勾配	1.5	
隣地斜線	立ち上がり	31m	
	勾配	2.5	
北側斜線	立ち上がり	制限なし	
	勾配	制限なし	
埋蔵文化財	包蔵地に該当していない		
前面道路	今後整備予定（令和 8 年度想定）		

② 関連法及び関連条例に基づく規制等

i) 都市計画法

計画地における都市計画法関連規制等は次のとおりです。

表 2-2 都市計画法関連規制等

区域区分	市街化区域
用途地域	工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域又は準防火地域	指定なし
高度地区	第4種高度地区(31m) ※工業系建築物以外は12m
その他	都市計画緑地として決定 ※平成11年8月3日 寒川町告示第62号

計画地は緑地として決定していますが、今回の整備については都市計画法に基づく事業としてではなく、都市公園法に基づく事業として整備する予定です。

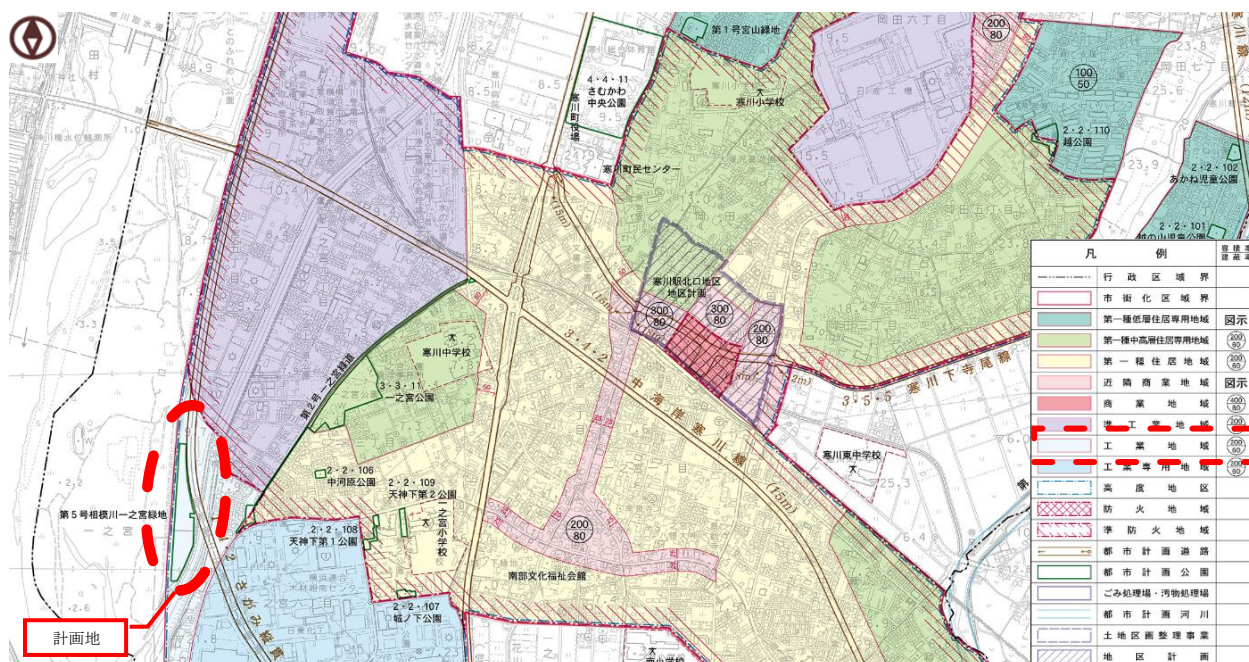


図 2-7 寒川町都市計画図(茅ヶ崎都市計画)

ii) 建築基準法

計画地における建築基準法関連規制等は次のとおりです。

表 2-3 建築基準法関連規制等

日影規制		制限なし
斜線制限		
道路斜線	適用距離	20m
	勾配	1.5
隣地斜線	立ち上がり	31m
	勾配	2.5
北側斜線	立ち上がり	制限なし
	勾配	制限なし

計画地は用途地域が工業地域であり、建築基準法第四十八条第 12 項の規定に基づき、建築してはならない建築物が位置付けられています。

今回町が検討しているストリートスポーツパークは、関係人口の獲得を目的に、世界大会が開催可能な環境形成を目指しており、必要に応じて建築基準法第四十八条ただし書き許可などを検討した上で、「観覧場（観客席）」の立地を許容することを検討します。

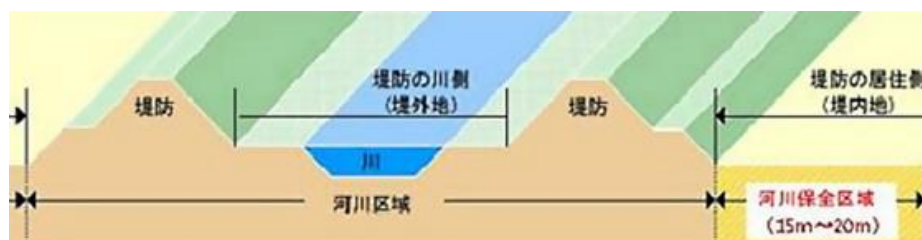
iii) 河川法

計画地における河川法関連規制等は次のとおりです。



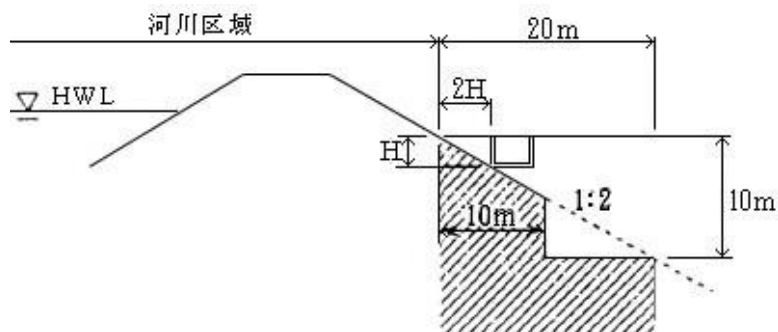
図 2-8 計画地周辺における河川区域及び河川保全区域図（一級河川相模川、目久尻川）

計画地は河川区域に指定されており、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする場合は、河川管理者の許可が必要となります。また、堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等については、通称 2H ルールと呼ばれている基準を考慮する必要があります。



国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所HPより

図 2-9 河川区域イメージ図



平成 6 年度 建設省河川局治水課長通達資料より

図 2-10 2Hルール概要図

また、計画地は相模川水系 相模川・中津川河川整備計画において、洪水対策等に関する施行の場所として水防拠点の整備を想定している旨の記載がされており、寒川町においても「安全・安心に暮らせるまちづくり」を実現するため、水防拠点に関する一定の計画を考慮して検討します。

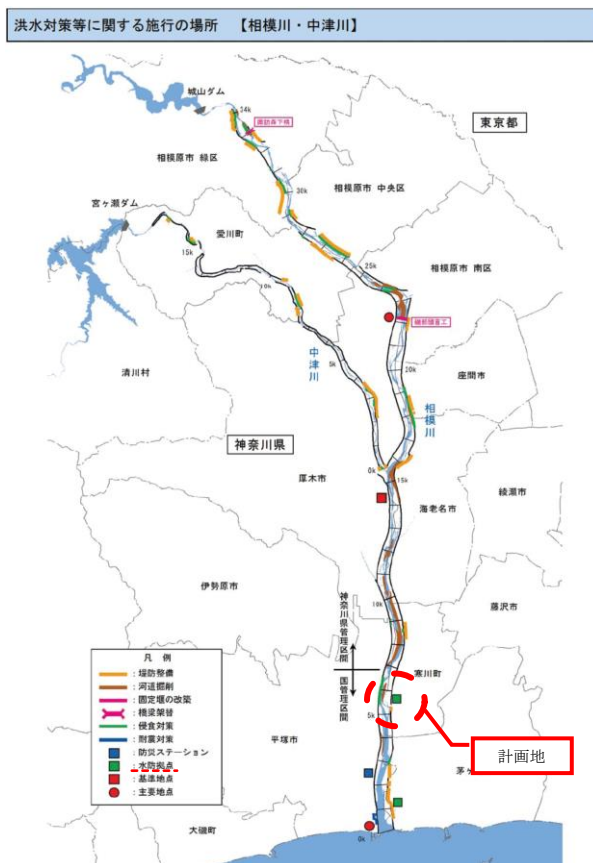
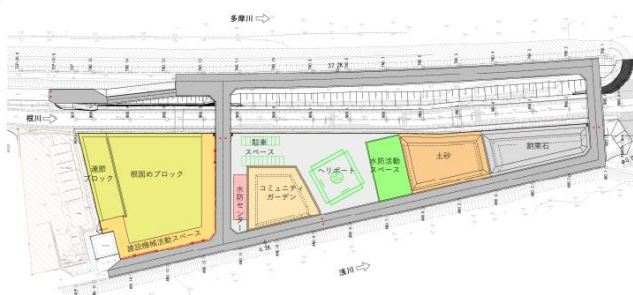


図 2-1 1 水防拠点計画位置図（相模川水系 相模川・中津川河川整備計画）

水防拠点とは、洪水時の水防活動や緊急復旧活動、資機材の備蓄や車両交換などを円滑に行うためのスペースなどのことであり、平常時には地域の人々のレクリエーションの場や休息地などとして活用が見込まれます。

■整備計画



■整備イメージ

《平常時》



《災害時》



図 2-1 2 水防活動スペースイメージ図（石田地区防災ステーション事例）

iv) 都市公園法及び寒川町都市公園条例

[運動施設の敷地面積の上限]

都市公園法施行令第八条第 1 項に規定されているとおり、運動施設の敷地面積の総計の、公園の敷地面積に対する割合は、50%を参酌し、地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないとされています。また、寒川町都市公園条例においても第 7 条の 3 にて同様に規定しています。

【都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）】

（公園施設に関する制限等）

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならない。

【寒川町都市公園条例（昭和 54 年 10 月 1 日条例第 13 号）】

（運動施設の敷地面積の上限）

第 7 条の 3 令第 8 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100 分の 50とする。

[公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準]

都市公園法第四条第 1 項に規定されているとおり、公園施設の建築面積の総計の、公園敷地面積に対する割合は、100 分の 2 を参酌し、地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないとされています。また、寒川町都市公園条例においても第 7 条の 2 第 1 項にて同様に規定しています。

【都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）】

（公園施設の設置基準）

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

【寒川町都市公園条例（昭和 54 年 10 月 1 日条例第 13 号）】

（公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準）

第 7 条の 2 法第 4 条第 1 項本文の条例で定める割合は、100 分の 2とする。

一方で、同法第四条第1項のただし書き及び同法施行令第六条第1項及び同条第2項に、公園施設の設置基準の特例について、運動施設などについては100分の10を参酌して条例で定める範囲を限度として建築面積を上乗せすることができるという旨の規定がされています。また、寒川町都市公園条例においても第7条の2にて同様に規定しています。

【都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）】

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第六条 法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合
 - 二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合
 - イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物
 - ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
 - 三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合
 - 四 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）を設ける場合
- 2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

【寒川町都市公園条例（昭和54年10月1日条例第13号）】

（公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準）

第7条の2 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

以上、公園施設の設置基準を次のように整理します。

表2-4 公園施設の設置基準

対象施設	建ぺい率	根拠（条例）
原則	2%	寒川町都市公園条例第7条の2第1項
休養施設 運動施設 教養施設 備蓄倉庫 等	+10%	寒川町都市公園条例第7条の2第2項
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により指定された建築物 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により指定された建築物 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により指定された建築物	+20%	寒川町都市公園条例第7条の2第3項
屋根付広場 壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物	+10%	寒川町都市公園条例第7条の2第4項
仮設公園施設（3ヵ月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物）	上記各項目 +2%	寒川町都市公園条例第7条の2第5項

なお、同法施行令第六条第6号に、都市公園についての認定公募設置等計画に基づく公募対象公園施設である建築物については100分の10を限度として建築面積を上乗せすることができるという規定がされています。

【都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）】
（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第六条

6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

本事業においては、地方創生及びさがみグリーンライン利用者や町民の満足度向上に向けた取り組みとして必要な建築物の建築面積の総計の、都市公園の敷地面積に対する割合（建ぺい率）を約22%程度と想定しており、運動施設の敷地面積の上限（50%）は問題ないものの、公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準（2%）または公園施設の建築面積の基準の特例（運動施設：10%）について、条例の一部改正による緩和が必要となります。

表2-5 県内都市公園条例による建ぺい率の特例

自治体名	公園施設の 設置基準	公園施設（運動施設）の 設置基準の特例	備考
横浜市（横浜公園）	7%	+31%	個別公園に限り緩和
川崎市（富士見公園）	7%	+13%	個別公園に限り緩和
川崎市（等々力緑地）	10%	+10%	個別公園に限り緩和
座間市	2% （※4%）	+10%	※当該公園施設の機能の発揮に支障があると市長が認める場合

表2-6 寒川町都市公園条例の一部改正による建ぺい率の特例（想定案）

自治体名	公園施設の 設置基準	公園施設（運動施設）の 設置基準の特例	備考
寒川町（（仮）相模川一之宮公園）	2% （現条例：2%）	+20% （現条例：+10%）	個別公園に限り緩和

7 公園整備の方針と施設の配置計画について

(1) 公園整備の全体像とコンセプト

① 公園整備の全体像

(仮称) 相模川一之宮公園は、ストリートスポーツを活用した地方創生と隣接するさがみグリーンラインの休息地等としての役割とを両立させた公園を目指します。

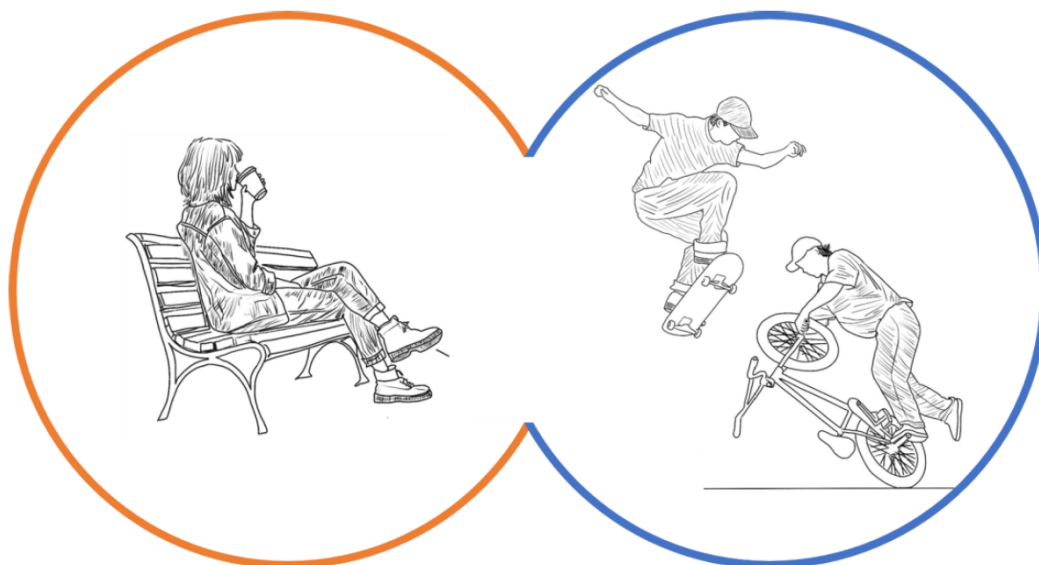


図 2-1 3 (仮称) 相模川一之宮公園の全体像イメージ図

② 公園整備のコンセプト

(仮称) 相模川一之宮公園は、「にぎわいの公園」及び「やすらぎの公園」という2つの軸を設定し、多くの方が集い、楽しみ、憩える空間として整備を計画します。

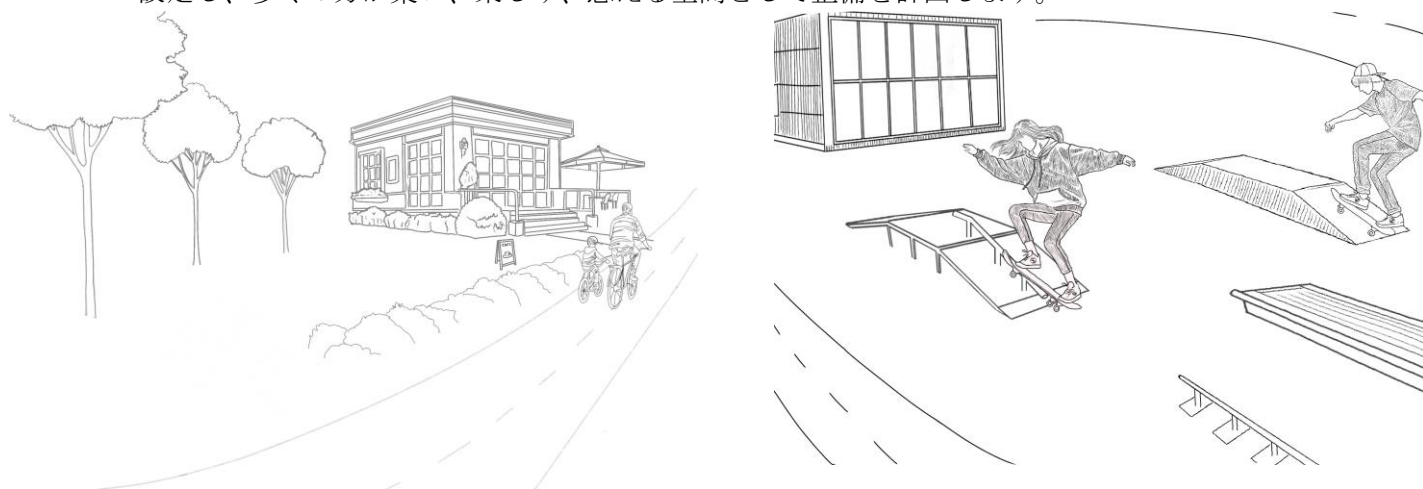


図 2-1 4 公園のコンセプトイメージ図

i) にぎわいの公園に向けた検討

町が考える公園のにぎわいとは、幅広い世代の方々が集い、活気があふれる空間を指します。例えば、広場などに親子連れで遊びに来たり、スポーツなどのイベントにより多くの方が集まったりすることなどを想定しています。

整備費想定金額：約 16.4 億円

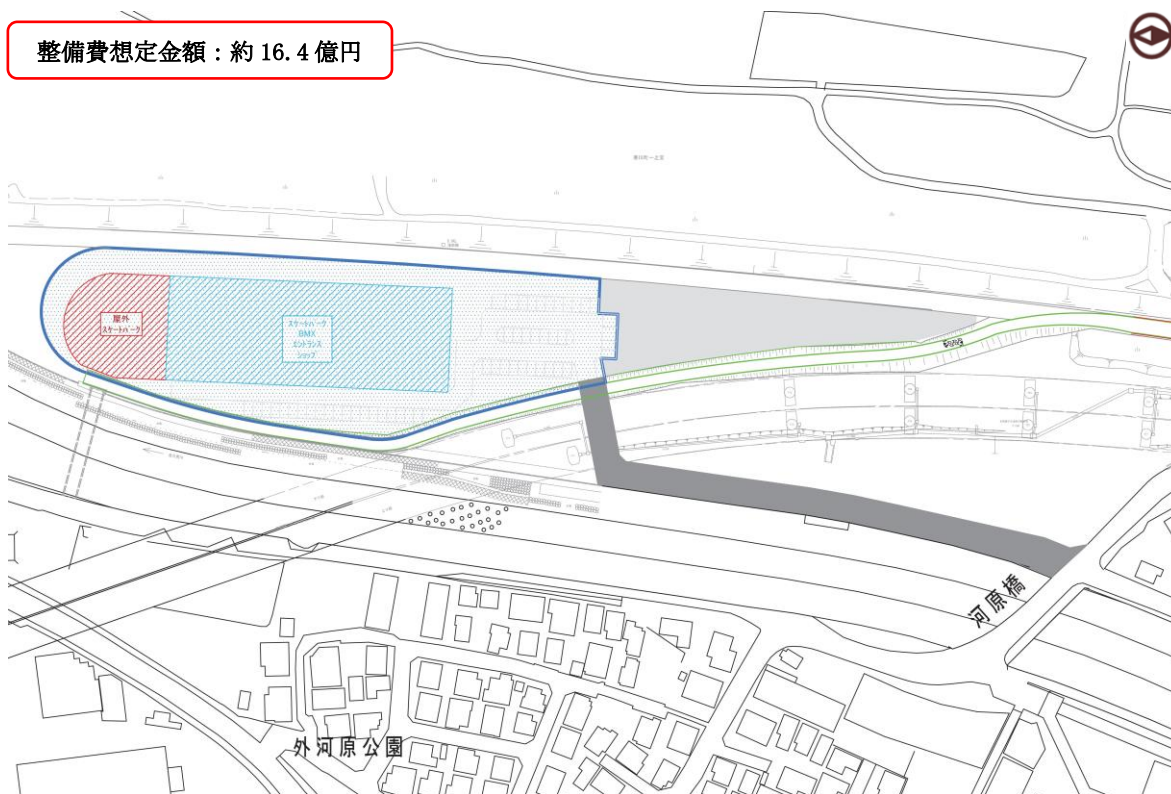


図 2-15 (仮称) 相模川一之宮公園のにぎわいの公園機能配置検討図

※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

本事業はにぎわいの公園に向けて、ストリートスポーツパークを中心とした次の機能の配置を検討します。

[1. スケートボードストリート競技スペース（屋外）]

スケートボード競技のストリート種目を専門としたエリアを計画します。

初心者の子どもの中心とした、誰もが楽しめ、技術の向上にもつながる屋外施設を計画します。また、さがみグリーンライン自転車道の利用者等との接触事故防止のため、外周にフェンス等の設置とともに、常設広告看板の設置を検討します。

[2. スケートボードストリート競技スペース（屋内）]

スケートボード競技のストリート種目を専門としたエリアを計画します。

主に上級者が技術を磨くことができるよう、世界大会開催基準の規格に適合したセクションやデジタル技術を活用した機能等の整備、大規模な世界大会の誘致が可能となる競技関連諸室などを備えた、世界で活躍する選手を育て続けることができる屋内施設を計画します。

[3. BMXフラットランド競技スペース（屋内）]

BMX競技のフラットランド種目を中心としたエリアを計画します。

初心者から上級者の誰もが集い、楽しめ、大規模な世界大会の開催が可能となる競技関連諸室を備えた、切磋琢磨し合い成長ができる施設を計画します。

また、他のスポーツ競技団体におけるスポーツ大会等の活用も併せて計画します。

[4. 管理者エリア]

競技スペースの利用受付に必要となる事務所や公園及びさがみグリーンライン利用者等が気軽に利用できるトイレ、更衣室のほか、通常時は地域住民が利用でき、興行時や競技大会時は関係者室、控室、会議室、メディア等の関係諸室として利用できる機能を備えたミーティング室などの施設を計画します。

[5. 売店（主にストリートスポーツ関連用品、自転車関連用品）]

ストリートスポーツ関係用品の販売に加え、隣接するさがみグリーンライン利用者が必要とする機能を兼ね備えた施設を計画します。

ii) やすらぎの公園に向けた検討

町が考える公園のやすらぎとは、自然の景観を楽しむことや、園内の休憩スペースなどで憩うことを指します。例えば、隣接するさがみグリーンラインを散歩しながら豊かな景観を楽しむことや、カフェやベンチ、陽だまりでくつろいだりすることを想定しています。

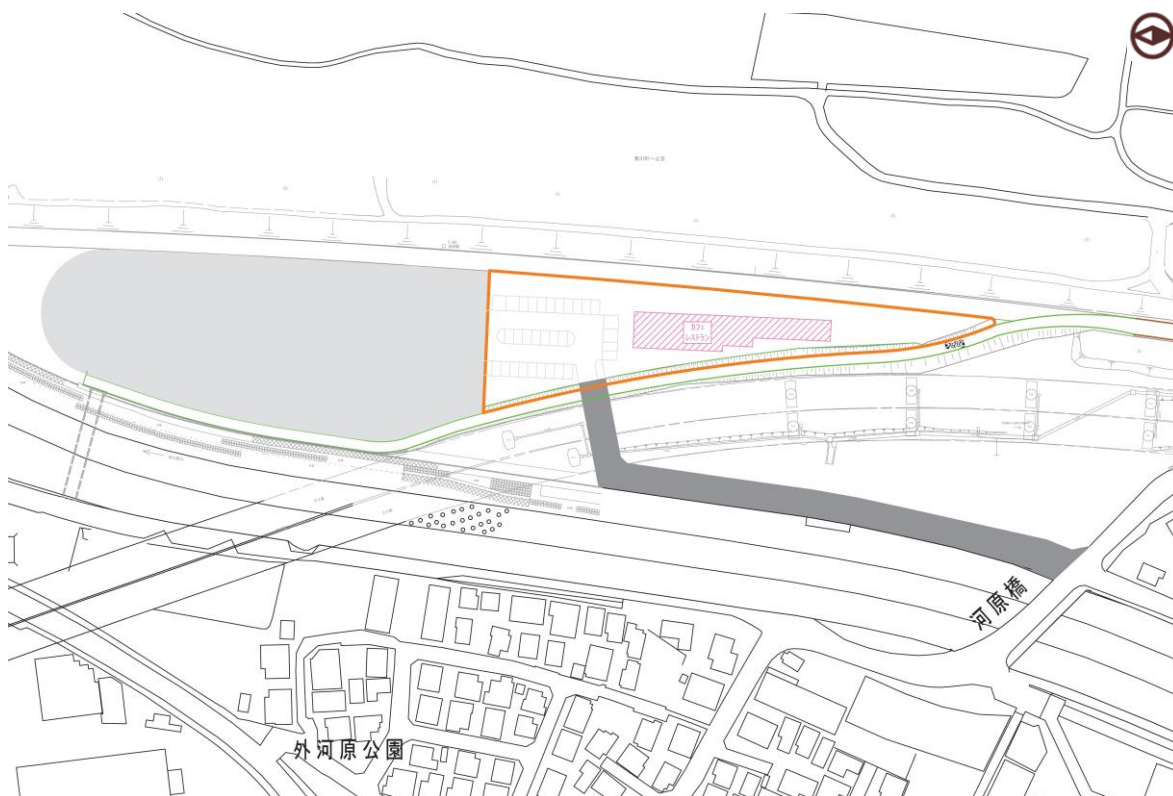


図 2-1 6 (仮称) 相模川一之宮公園のやすらぎの公園機能配置検討図

※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

本事業はやすらぎの公園に向けて、次の機能の配置を検討します。

[1. 休憩スペース（屋内）]

さがみグリーンラインやストリートスポーツパークの利用者、多くの町民などが利用できるカフェなどの屋内施設を計画します。

[2. 休憩スペース（屋外）]

さがみグリーンラインやストリートスポーツパークの利用者、多くの町民などが利用できるベンチなどの屋外施設を計画します。

[3. 交流スペース（屋内）]

町民だけでなく近隣市町の方など、多くの方が天候に左右されずに集い、憩えるレストランなどの屋内施設を計画します。

[4. 緑地帯]

みどりの保全及び景観維持の観点から、適切な緑地の確保を目指します。

以上の全体像及びコンセプトを基に、魅力あふれる空間の創出を目指して計画します。

(2) 施設の配置計画

通常利用時と世界大会などのイベント時とでは駐車場及びオープンスペースの利用想定が異なるため、双方の利用を想定した施設の配置と動線確保を検討します。また、公園利用者が安全かつ快適に利用できるよう、用途に合わせた施設の配置計画を検討します。

なお、公園整備にあたり民間事業者より提案があった際には、より良い公園整備に向けて施設の配置計画を再度検討します。

① 通常利用時

通常利用時には幅広い世代の方が快適に過ごし、かつ、交流できるように次のような施設の配置を検討します。

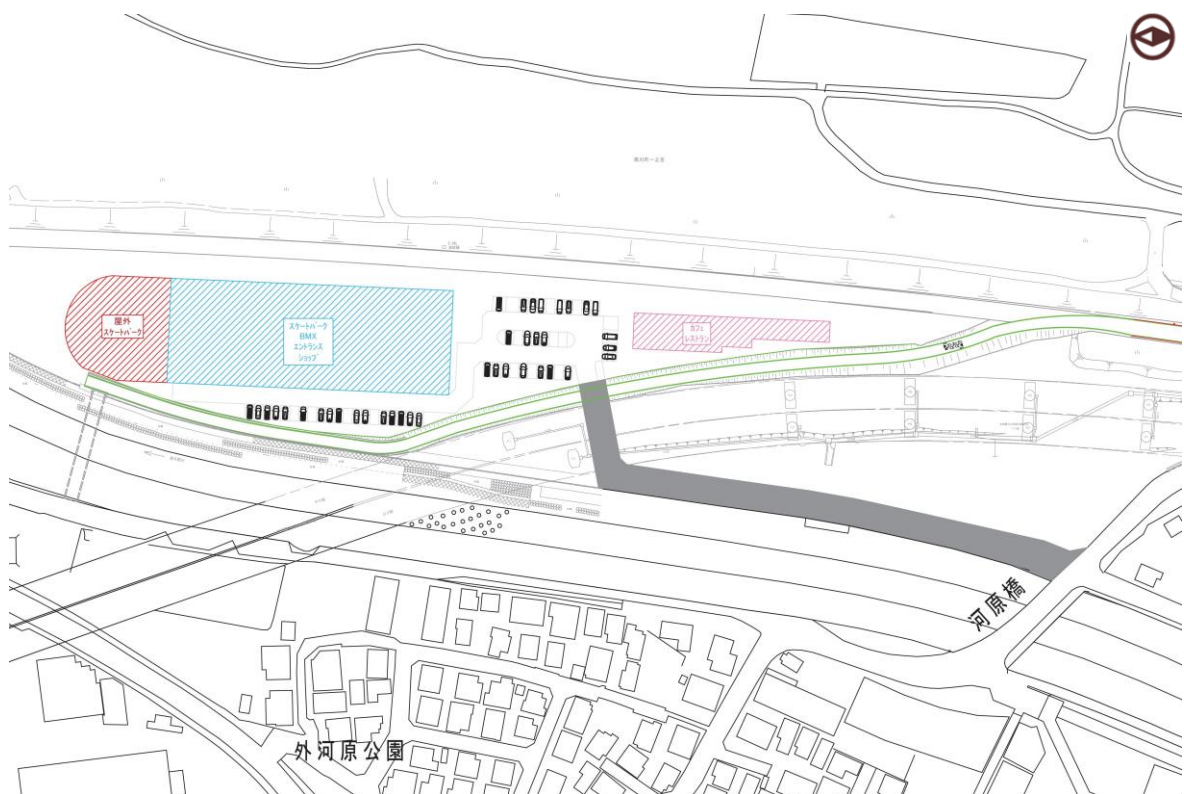


図2-17 施設の配置計画図（通常利用時）

※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

② イベント時（世界大会を想定）

イベント時にはストリートスポーツ関連の選手や観客など多くの方が来場することが想定されることから、利用者が安全に利用できるように、イベントの規模によってはやすらぎの公園機能の一部制限を行います。

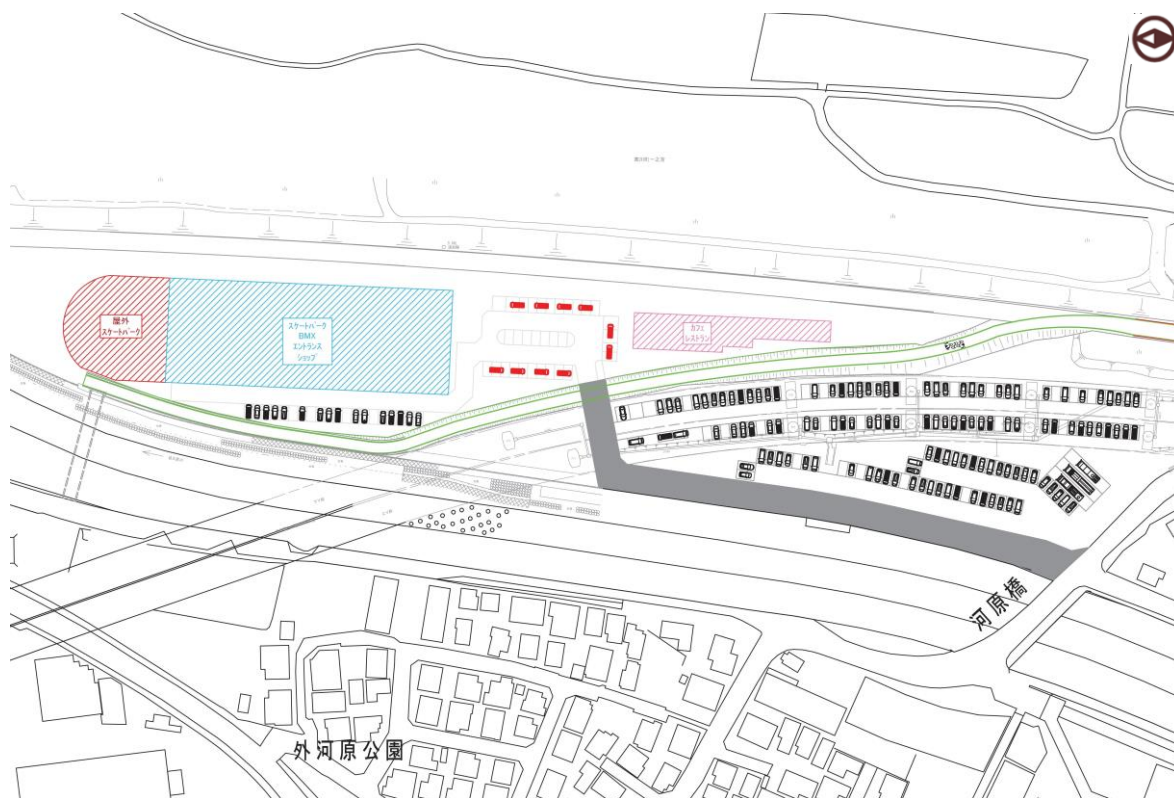


図 2-18 施設の配置計画図（イベント時）

※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

③ その他施設の想定（植栽や休息スペース等）

公園利用者等に配慮した良好な景観形成を行うため、敷地面積の30%以上の植栽を配置します。また、利用者がやすらぎを感じられるように、カフェやベンチといった休息スペースの適切な配置を検討します。

(3) 過ごし方の想定

公園の利活用に向けて、町としては次のような過ごし方を想定します。

① 通常利用時

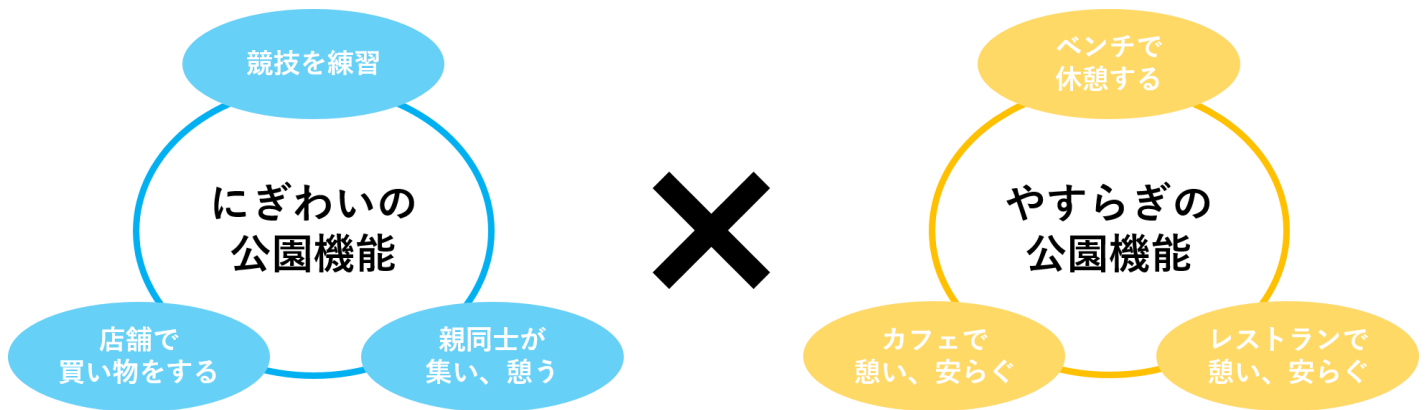


図 2-1 9 過ごし方の想定（通常利用時）

② イベント時（世界大会を想定）

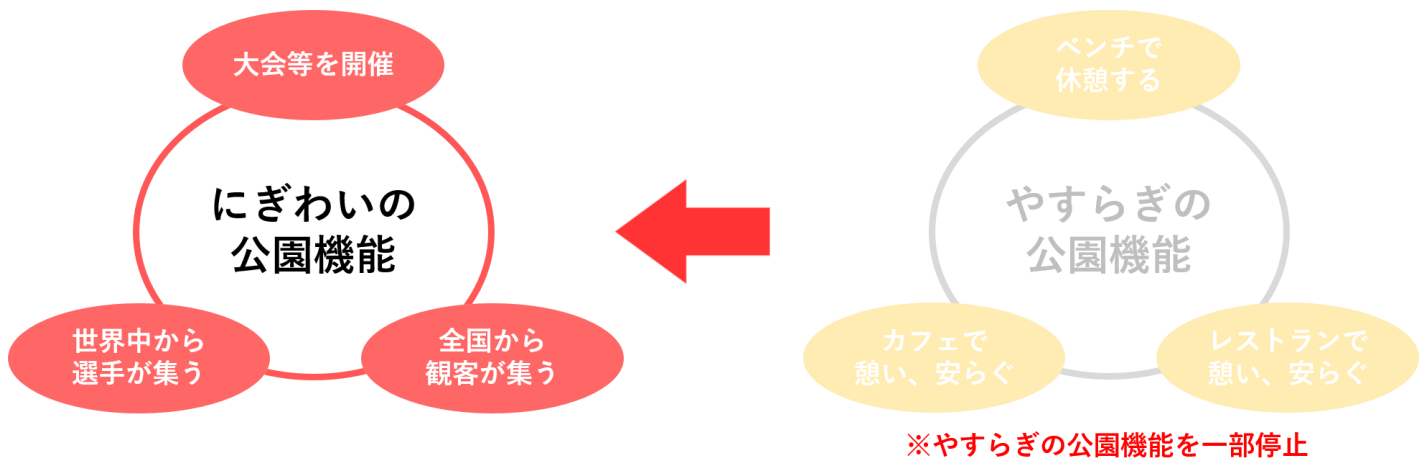


図 2-2 0 過ごし方の想定（イベント時）

8 事業手法の検討について

(1) 民間活力の活用想定

本公園の整備はストリートスポーツによる地方創生に向けた取り組みの一環であり、寒川町から世界へ発信する拠点とするため、運動施設機能と休憩施設等公園機能の調和や一体整備・管理の観点から民間活力の活用を検討します。

表 2-7 民間活力の活用想定

業務内容	にぎわい関連施設 (競技スペース等)	やすらぎ関連施設 (カフェ等)	その他収益施設 (事業者提案)	町道・インフラ
資金調達関連業務	町（一部民間）	民間	民間	町
設計関連業務	町（民間発注）	民間	民間	町
建設関連業務	町（民間発注）	民間	民間	町（民間発注）
工事管理関連業務	町（民間発注）	民間	民間	町（民間発注）
開業準備関連業務	町（民間発注）	民間	民間	—
運営関連業務	町（民間発注）	民間	民間	—
維持管理関連業務	町（民間発注）	民間	民間	町

※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

(2) 事業手法の整理

本公園の整備に向けて考えられる事業手法は次のとおりです。

① 指定管理者制度

指定管理者制度とは、地方自治体が公園の管理運営を民間や非営利団体に委託する制度のことです。地方自治体が自ら資金を調達して設計及び施設整備をしたうえで、指定された管理者が管理・運営を行います。

利用者のニーズに応えやすく、地域に密着したサービスの提供が期待される一方で、5年程度の中期的な管理期間となるため、物価変動への対応が柔軟にできない場合もあります。

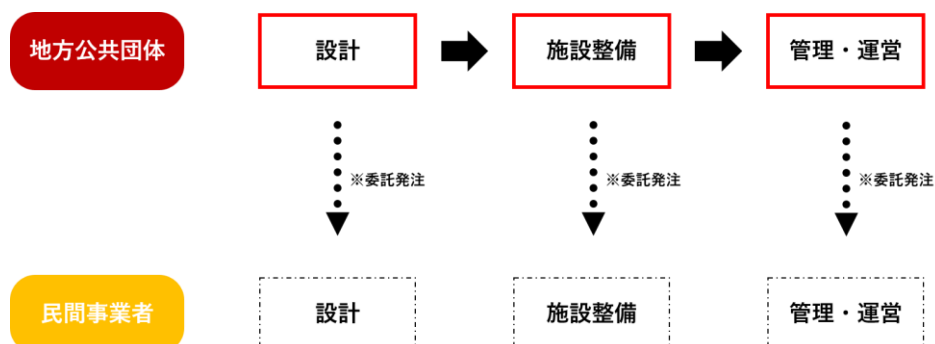


図 2-2 1 スキーム図（指定管理者制度）

② 設置管理許可制度

設置管理許可制度とは、自治体が公園に施設や設備を設置したい法人や団体に許可を与える制度のことです。民間事業者が自ら資金を調達して設計及び施設整備をしたうえで、民間事業者が管理・運営を行います。

この制度は、公共空間の活用を促進し、地域経済の活性化にもつながりやすい一方で、商業目的のため公共性が低下し、公園の利用価値が損なわれる場合もあります。

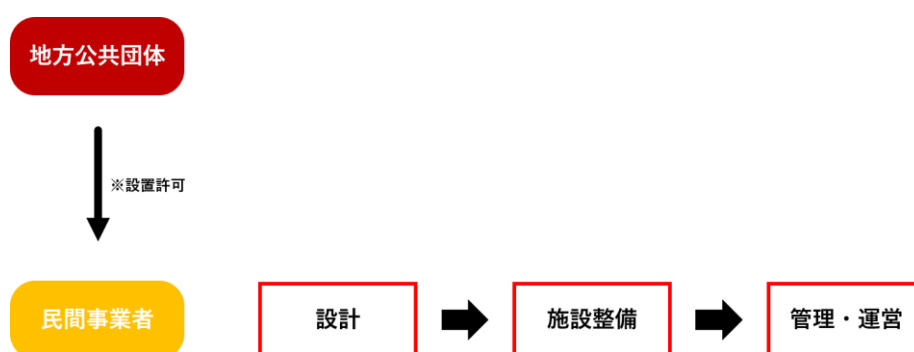


図 2-2 2 スキーム図（設置管理許可制度）

③ P F I 事業

P F I 事業とは「Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」の略称で、長期的な契約に基づき、民間の資金や技術を活用して公園の整備や運営を行う制度のことです。民間事業者が自ら資金を調達して設計及び施設整備をしたうえで、民間事業者が管理・運営を行いますが、公共からの契約に基づく支援がされる場合もあります。

この制度は、公園の整備から運営までを一括して契約することにより費用対効果を高め、効率的に計画が進められる一方で、契約期間は通常 10～30 年と長期間であるため、経済状況等の変化に柔軟に対応できなくなる場合もあります。

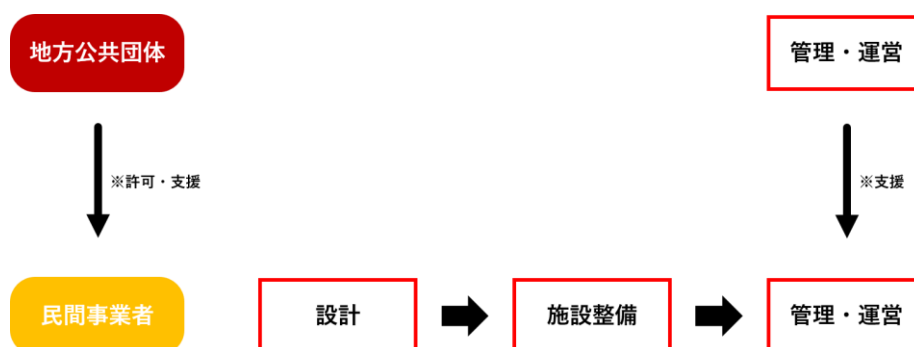


図 2-2 3 スキーム図（P F I 事業）

④ コンセッション事業

コンセッション事業（公共施設等運営事業）とは、公共施設の運営権を民間に渡し、その代わりに一定の料金を支払う仕組みで、公園利用者からの料金で運営資金を得る制度のことです。民間事業者が自ら資金を調達して設計及び施設整備をしたうえで、民間事業者が管理・運営を行います。

この制度は、テーマパークや営利施設などが該当し、利益が上がれば民間事業者に大きなメリットがある一方で、利用料金が高く設定される可能性があり、一般市民の利用が減少する場合があります。

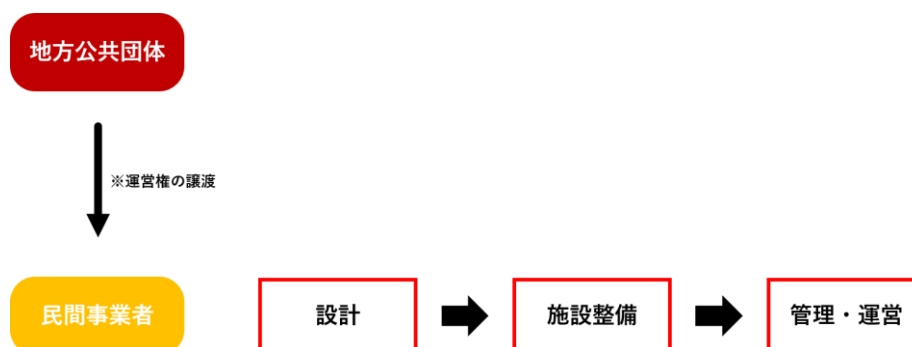


図 2-24 スキーム図（コンセッション事業）

⑤ DB、DBO

i) DB

DBとは「Design-Build（デザイン・ビルド）」の略称で、設計と建設を一体で行う制度のことです。地方自治体が自ら資金を調達したうえで、設計及び施設整備を民間事業者に一括で発注し、地方自治体が管理・運営を行いますが、別で指定管理者制度を併用するケースもあります。

この制度は、施工段階での修正がしやすく、計画から完成までの期間を短縮することが可能になる一方で、設計段階でのアイデアを反映させることで、事業費増加につながる場合があります。

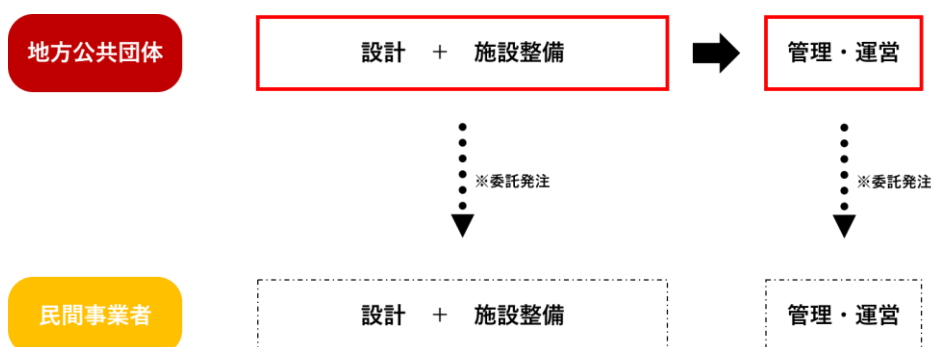


図 2-25 スキーム図（DB）

ii) DBO

DBOとは「Design-Build-Operate (デザイン・ビルド・オペレート)」の略称で、設計、建設、運営を一貫して行う制度のことです。地方自治体が自ら資金を調達したうえで、設計、施設整備及び運営を民間事業者に一括で発注し、民間事業者が管理・運営を行います。

この制度は、事業者による一貫性のあるサービスと維持管理が期待でき、公園の質を保ちながら効果的な運営が進められる一方で、中長期的な管理期間となるため、物価変動等の状況変化への対応が、柔軟にできない場合もあります。

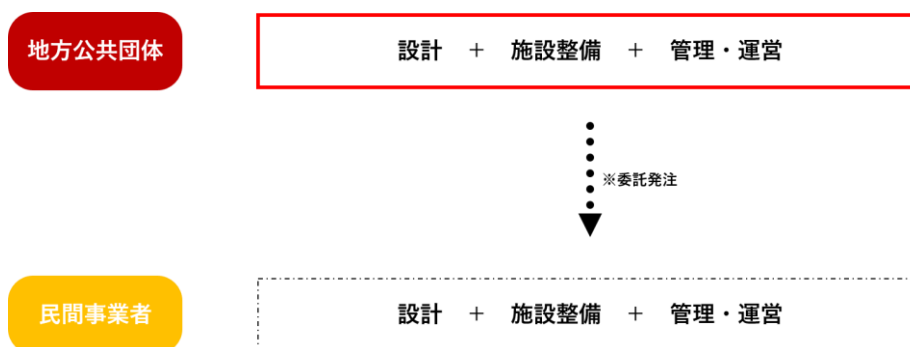


図 2-26 スキーム図 (DBO)

⑥ P-PFI

P-PFI事業とは「Park-Private Finance Initiative (パーク・プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」の略称で、公共団体と民間団体が共同でプロジェクトを推進する仕組みで、資金調達の面で両者の資源を活用する制度のことです。通常、民間事業者が資金を調達して設計したうえで地方公共団体と民間事業者が共同で施設整備をし、民間事業者が管理・運営を行います。

この制度は、地方公共団体と民間事業者がリスクを分担しつつも、双方が利益を享受できるような形で進められ、公共サービスの質向上とコスト削減が図れる一方で、双方の意見が合致しない場合はプロジェクト推進が困難になるといった場合もあります。

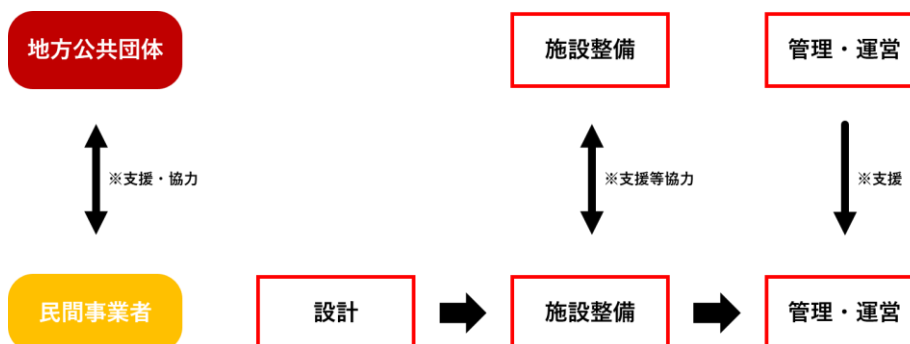


図 2-27 スキーム図 (P-PFI)

⑦ 都市公園リノベーション協定制度

都市公園リノベーション協定制度とは、既存の公園が老朽化や利用者のニーズ変化に対応するため、民間企業と協力してリノベーションを行う制度のことです。通常、民間事業者が自ら資金を調達して設計及び施設整備をしたうえで、民間事業者が管理・運営を行います。

この制度は、協定によって事業の進行や資金調達がスムーズに進められ、地域振興としての効果が期待される一方で、既存の利用者のニーズが反映されない場合、地域の文化やコミュニティとの摩擦が生じる可能性があるといった場合もあります。

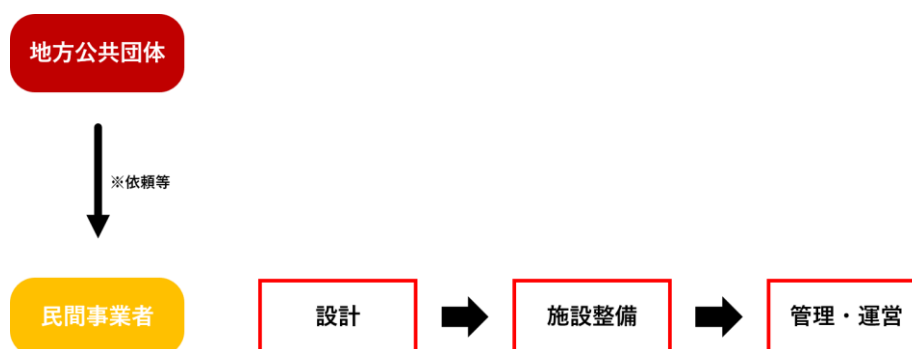


図 2-2 8 スキーム図（都市公園リノベーション協定制度）

(3) 事業手法の比較検討

(2) にて整理した事業手法について、次のとおり比較します。

表 2-8 都市公園における P P P / P F I 手法の比較

制度名	根拠法	事業期間の目安	特徴
① 指定管理者制度	地方自治法	3-5 年程度	・民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化（サービスの向上、コストの縮減）が主な目的 ・一般的には施設整備を伴わず、都市公園全体の運営維持管理を実施
② 設置管理許可制度	都市公園法	10 年	・公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を許可できる制度 ・民間事業者が売店やレストラン等を設置し、管理できる根拠となる規定

③ P F I 事業	P F I 法	10-30 年程度	・民間の資金、経営能力等を活用した効率的かつ効果的な社会資本の整備、低廉かつ良好なサービスの提供が主な目的 ・都市公園ではプールや水族館等大規模な施設での活用が進んでいる
④ コンセッション事業	P F I 法	10-30 年程度	・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式（平成 23 年 P F I 法改正により導入）
⑤ DB、DBO	—	—	・民間事業者に設計・建設等を一括発注する手法（DB）や、民間事業者に設計、建築、維持管理、運営等を長期契約等により一括発注、性能発注する手法（DBO）
⑥ P-P F I	都市公園法	20 年以内	・飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度
⑦ 都市公園 リノベーション協定制度	都市再生 特別措置法	20 年以内	・滞在快適性等向上区域内の都市公園において、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人が、公園管理者と締結する公園施設設置管理協定に基づき、飲食店、売店等の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う場合に、都市公園法の特例を付与することを認めるもの（特例の内容は P-PFI と同様）
都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（国土交通省資料）参照			

(4) 町として最も効果的であると考ええる事業手法

地方創生及びさがみグリーンライン利用者や町民の満足度向上に向けた取り組みという本公園整備の目的を達成するためには、公園全体を一体で整備・管理などのエリアマネジメントを行う必要があります。より良い空間にするため、一つの手法にこだわらず、DBまたはDBO及びP a r k-P F Iなどを組み合わせた手法を積極的に検討します。

第3章

今後の想定スケジュールと意見反映手法について

寒川町

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想

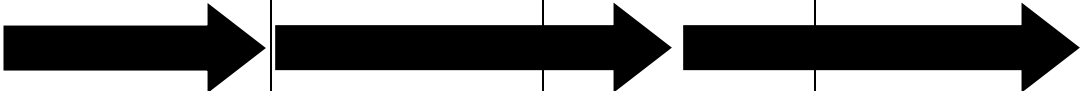
(仮称) 相模川一之宮公園整備に係る基本計画

9 事業想定スケジュールについて

本事業に係るスケジュールについては、神奈川県が現在整備しているさがみグリーンラインの整備状況や、ロサンゼルスオリンピック開催年度を踏まえて、令和9年度中の供用開始を目指して検討をします。

なお、詳細なスケジュールについては設計等の検討過程を踏まえて決定していきます。

表3-1 事業想定スケジュール（現在～開業）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
 ・基本構想、基本計画策定 ・町民説明会 ・パブリックコメント ・町都市公園条例改正 ・サウンディング調査 ・事業者選定 ・インフラ関連工事	・町道、インフラ関連工事 ・基本協定等締結 ・施設関連手続 ・公園施設整備工事	・開業 ・施設供用開始	

10 意見反映について

本事業の目的である地方創生に向けた取り組み及び町民やさがみグリーンライン利用者の満足度向上に向けて、町民及びストリートスポーツ関連関係者の意見などを反映することが非常に重要であると考え、各関係者との関わり方を次のとおり整理します。

(1) 町民意見の反映

より過ごしやすく、多くの方々から愛され続ける公園にするため、町民説明会の開催やパブリックコメントを実施した上で整備を行い、また、公園整備後も意見を反映することにより継続して利用し続けられる公園を目指します。

表 3-2 町民意見の反映に向けた取り組み整理表

意見反映方法	目的	時期・期間	備考
①基本構想・基本計画の周知及び策定	多くの町民に事業の概要を理解していただくため	令和7年度6月	③パブリックコメントの実施、④説明会の開催後に確定
②寒川町スポーツ推進審議会の諮問	スポーツの施設及び設備の整備に関する審議のため	令和7年度4月	基本構想及び基本計画の策定に関連する説明
③パブリックコメントの実施	多くの意見を事業へ反映するため	令和7年度 4月から5月 (約1ヵ月間)	基本構想及び基本計画の策定、寒川町都市公園条例一部改正に係る意見聴取
④説明会の開催	多くの町民に事業の概要を共有するため	令和7年度5月 (2日間)	基本構想及び基本計画の策定、寒川町都市公園条例一部改正に係る説明
⑤公園利用に係る意見聴取	供用開始後も可能な限り町民意見を反映することで、より過ごしやすく、多くの方々から愛され続ける公園にするため	随時検討	利便性向上に向けた取り組みを検討

(2) ストリートスポーツ関連関係者意見の反映

特ににぎわい関連施設について、世界大会の開催等を見据えた、寒川町から世界に発信にできるような施設にするため、有識者として町内のストリートスポーツパーク代表者や利用者の意見を取り入れることが重要であると考えます。本基本構想及び基本計画策定にあたりヒアリングを行い、次の内容を計画に反映させました。

① 計画地について

今回計画しているストリートスポーツのうち、特にスケートボードについて「人々がにぎわう空間を創出するためには、周辺環境に一定の配慮をする必要がある」という意見を踏まえ、河川に挟まれた用地を計画地として選定しています。

② 施設の規模について

「上級者が技術を磨き、世界大会の開催等を見据えた施設にするためには、一定の競技スペースが必要である」との意見を踏まえ、ストリートスポーツパークについては合計約 3,000 m²～3,500 m²の建築面積が必要であると想定して計画しています。

なお、詳細な施設の規模については、今後の設計等を踏まえ再検討します。

③ 施設の内装について

「世界トップレベルの選手や世界トップレベルを目指す選手が効果的な練習ができる施設にするためには、障害物（セクション）を特に注力する必要がある」との意見を踏まえ、今後選手等の意見を踏まえた内装の検討を行います。また、内装の検討に合わせて、選手が安全に練習できる配置の検討を行います。

④ 管理・運営について

「多くの方が安心して、安全に練習できるように、経験豊かなスタッフの配置が必要である」との意見を踏まえ、今後事業者が決定し次第、安全に配慮した管理・運営体制について協議を行います。

以上のように、町民及びストリートスポーツ関連関係者等の意見を積極的に取り入れ、多くの方から愛され続ける施設を目指して計画を行います。

11 関係機関との調整状況等について

本事業の実現にあたっては、建築関係や用地の関係、河川法の関係など多くの関係者と調整する必要があります。本基本構想及び基本計画策定時点までの調整状況を次のとおり整理し、今後は関係法令等必要な事項を適時適切なタイミングで調整していきます。

表 3-3 関係機関との調整状況整理表

関係法令等	現在の検討状況	今後の対応
建築基準法関連	・計画地は道路に接道していない ・建築面積は寒川町都市公園条例の規定を超過している ・建築基準法第四十八条に基づき観覧場が建築できない	・令和8年度に町道整備予定 ・令和7年度に寒川町都市公園条例一部改正予定 ・令和7～8年度に神奈川県建築審査会等の協議を視野に入れて検討
都市計画法関連	・都市公園法に基づく事業として公園施設を整備 ・鉄骨造及び木造（3階建て以下）で整備	・令和7年度に都市公園法に基づく公園予定区域を告示予定 ・都市公園法に基づく事業として公園施設を整備予定 ・今後詳細な設計、計画が固まった段階で再度協議予定
河川法関連	・一級河川相模川の河川管理者である国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所及び一級河川目久尻川の河川管理者である神奈川県藤沢土木事務所に計画内容を説明	・今後詳細な設計、計画が固まった段階で再度協議予定 ・令和7～8年度に町道等整備に伴う河川法関連許可申請予定 ・令和8年度に建築物建築に伴う河川法許可申請予定
用地関連	・神奈川県に計画内容を説明	・今後詳細な設計、計画が固まった段階で再度協議予定
交通協議関連	・施設配置について計画中	・今後詳細な設計、計画が固まった段階で協議予定